

## 鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (1月末日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

○この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
速やかに下記問合せ先に御相談ください。

### 4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】  
速やかに下記問合せ先に御相談ください。

### 5. 実績報告書提出 (完了から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

必要に応じて概算払をしますので下記問合せ先に御相談ください。

資料提出・問い合わせ先

子育て・人財局家庭支援課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857-26-7869 kateishien@pref.tottori.lg.jp